

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第57号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第7条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げる。

第1条第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第5条第1項」の右に「及び第2項」を加え、同条第4項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(観覧受付時間)

第1条 京都市美術館の観覧受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

別表第1中「第1条関係」を「第2条関係」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「第1条関係」を「第2条関係」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

第5号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局美術館)